平 成 27 年 度

定期監查等結果報告書

(農林水産課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

農林水産課

2. 監査の範囲

平成27年度 (平成27年4月~平成27年9月) 財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

平成27年10月19日 ~ 平成27年12月1日まで

4. 監査の方法

農林水産課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

農林水産課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において是正、改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑚され、財務事務等の執行及び関係規定の遵守について万全を期されるよう望むものである。

なお、是正、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

1. 工事等請負契約について

ト仙の郷客室増築工事等請負契約について、工事起工伺で技術部門との協議がなされていない。工事の起工にあたっては、積算基準、積算資料等が基準に基づき適正に執行されなければならず、職員の配置状況によっては作成される書類に差が出るものと思われる。そのため、チェック体制として、経験を積んだ専門的知識を有する職員と協議を行う仕組みを作るなど、今後、技術部門との連携がスムーズに行える組織作りに取り組むことを要望する。

2. 業務委託契約について

① 新規就農後支援対策委託について

新規就農者の就農後支援においてJAが行う支援、指導について委託契約を行っているが、委託業務の詳細及び委託金額の積算根拠が不明瞭である。

本来、委託契約は、地方公共団体の事務事業の実施を他の者に委託し、その 対価(委託料)を受託者に支払うことであり、委託料は委託契約に基づく反対 給付(業務の履行等)が前提となる。また、補助金の交付対象は地方公共団体 の事務事業ではなく、公益性等の観点から助成することが必要と認められたも のという位置づけである。このことから、本業務が委託業務であるか補助金の 対象となるのかを再度検証されたい。

② 水産資源PR等促進事業について

事業委託契約において、契約書で「全額前払いとする」と定めているため、委託料全額を年度当初に全額前金払により支払われている。地方自治法施行令第 163 条第 3 号及び豊前市財務規則第 65 条第 3 項の規定により、委託料を前金払するには、「前金で支払をしなければ契約しがたい請負,買入れ又は借入れに要する経費」であることが前提であるとされているが、本契約では、その根拠となるものの確認が行われていない。前金払の必要性、支払時期を検討されたい。

③ 契約保証金について

契約保証金の減免は、豊前市財務規則第116条により定められているが、各 契約書において契約保証金の記載が無いもの、免除に関する書類が不備なもの など不適切な運用と思われるものが散見する。

特に、同条1項第3号による免除は「その者が過去2年の間に市及び国(公社・公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」となっており、当市の運用においては、履行証明書の添付を義務付けているところであるが、書類の

添付がなされていない。契約保証金は、履行を担保するものであり、免除する に当たっては、その根拠理由を明確にすべきであるため、今後は、法的根拠に ついて内容を十分検討の上、適正に運用されたい。

④ 予定価格の設定について

複数の随意契約において予定価格の設定が無いものが見受けられる。平成26年度行政監査においても指摘しているところであるが、随意契約においては、特定の相手と担当者の裁量行為で契約を締結することとなるので、価格の妥当性を確認した上で、市の不利益とならないよう適正な予定価格を設定する必要があり、予定価格なしで見積書を徴しても、見積合せも出来ず見積書に準じた契約となり適正価格の判断が困難となる。

契約に対する透明性、公平性、及び効率的な予算執行を推進する観点から、 契約金額等の情報を可能な限り収集し、契約金額の妥当性の確保を図るため、 適切な予定価格を設定するよう要望する。

3. 貸付金について

水田農業推進協議会貸付金は、消費貸借契約により貸付けを行っているが、根拠規則等の整備が行われていない。そもそも地方公共団体が実施する貸付金制度は、各種団体・企業の活動促進・産業振興等のためなど、特定の行政目的を達成するために行われるものであり、公益上の必要性・有効性が存することを基礎とするものである。

貸付金の必要性を十分に精査し、また、貸付制度を行うためには、条例、要綱等整備が必要となることを踏まえ、今後検討されたい。

4. 補助金について

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。その公益性は、各地方公共団体の責任において判断されることから、社会情勢の変化や時代の変遷による市民の行政ニーズに的確に対応するために、当該地方自治体における政策や施策を実施するための有効な行政ツールとして、絶えず必要性が検証・見直しされるべきである。

今回、監査の対象となった補助金の中に要綱等が整備されていないものが見受けられた。補助金は、市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることから、法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

そのため、補助金の交付目的、対象範囲、率、額等を明示した補助金実施要綱を整備すると共に、実績報告等の確認を徹底し、補助事業の適正化を図られたい。 更に、補助金は、役務提供等を伴わない一方的な支出であることから、毎年度 交付される団体にとっては既得権益化されやすい傾向にあるため、補助金が補助 目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか及び交付内容に応じた補助効果が確保されているかなど、行政として絶えず的確に把握することを要望する。

5. 施設使用料及び占用料について

漁港施設の許認可業務(プレジャーボート)において、使用期間の記載や更新 手続が行われていないものが散見した。これは、前回平成 23 年度定期監査にお いても指摘されているものでもあり、豊前市漁港管理条例に基づく適切な処理に 向けて、早急な事務手続きの見直しを行われたい。